

大分類	共通（法令・通達）
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2028年12月末

考査課情報

令和7年1月
第1号

倫理法令違反は懲戒処分の対象です



お、安いね



利害関係者以外であっても、社会通念上相当と認められる程度を超えて
供應接待又は財産上の利益の供与を受けた場合

減給又は戒告



大分類	共通（法令・通達）
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2028年12月末

考査課情報

令和7年2月
第2号

確定申告期における綱紀の厳正な保持

「24時間公務員」を常に意識

あつ！ この情報
いただき

SNS投稿
今日来た納税者が
芸能人〇〇で…

友達だからって
悪ぬ～

仕事溜まっちゃったけど
後でまとめてやればいいか…

守秘義務違反

税理士法違反

事務処理遅延



不適正申告

飲酒による迷惑行為



大分類	共通（法令・通達）
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2028年12月末

考査課情報

令和7年3月
第3号

【適正飲酒・5つのマナー】～みんなを守る合言葉～

- ① お互いに注意喚起し、適量飲酒にとどめよう
- ② 他人への飲酒の強要はやめよう
- ③ 会合の時間は、2~3時間以内としよう
- ④ メンバー全員がその日のうちに帰宅できる時刻までに解散しよう
- ⑤ 2次会は自粛しよう



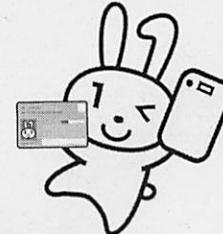
考查課情報

令和7年4月 第4号

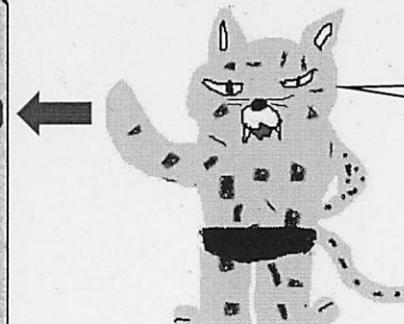
大分類	共通（法令・通達）
中分類	情報通信類
小分類	暦2028年12月末

マイナンバーカードの有効期限は大丈夫ですか？ ～マイナンバーカード更新後は再度入退館登録が必要です！～

- マイナンバーカードには10年の有効期限があります。
- 有効期限到来2～3か月前に市区町村から有効期限通知書が届きます。
カードの更新には更新手続の開始から1～2か月程度の時間を要します。
申請後に有効期限が到来した場合でもカードは失効します。
- 有効期限到来に伴い失効したマイナンバーカードは、国家公務員の身分証としても失効し、
入退館等を行うことができなくなります。
- 更新後の新しいマイナンバーカードは、入退館に必要な情報が引き継がれていないため、
改めて入退館に必要な情報を登録する必要があります。



※新しいマイナンバーカードの交付日が分かり次第、所属課の総務（庶務）係に連絡をしてください。



有効期限を
チェック！

大分類	共通(法令・通達)
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2028年12月末

考査課情報

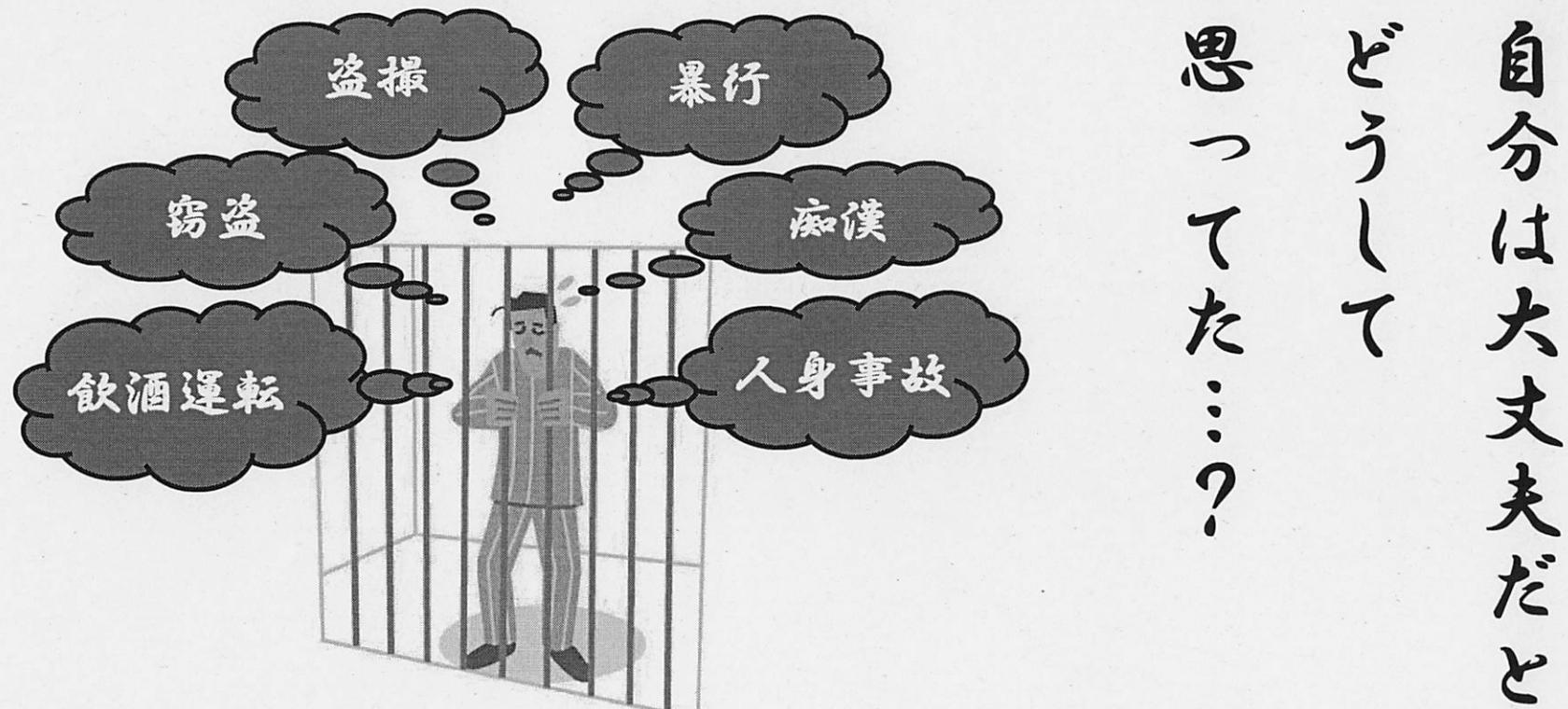
令和7年4月 第5号



GWも綱紀の厳正な保持！

交通ルールの遵守・適正飲酒！！

レスキューカードは常に携行し、何かあつたらすぐに上司へ報告



考查課情報

令和7年4月 第6号

大分類	共通（法令・通達）
中分類	情報通信類
小分類	暦2028年12月末

OB税理士との会合についての特に重要なポイント

事務年度も終わりに近づき、飲食の機会があるかと思います

OB税理士とルールの中で節度ある付き合い方をお願いします

同じOB税理士との私的会合は事務年度につき2回まで（事前届出制）

※「多数の者（20名以上）が出席する会合」や「サークル活動でOB税理士以外の外部の者も出席する会合」の場合は、同一のOB税理士との私的会合の出席回数にカウントしない（届出は必要）

OB税理士との飲食は職員2名以上で出席し、二次会への出席は不可

均一の会費制による自己負担（1人1万円を限度とする）

庁舎内の個室等での面会時には、職員2名以上で対応

※面会には必ず個室等の扉を開けておくなど、国民のみならず周囲の職員にも不信感を抱かれることのないよう注意する

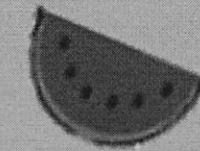
OB税理士との会合についての詳細 ⇒ 令和6年7月5日付考查課情報第8号「OB税理士との付き合い方の新ガイドライン（補足版）」
届出書様式 ⇒ 東京国税局ポータルサイト > 共通ライブラリ > 様式 > 考査課 > 04 倫理法関係 > 05 OB税理士との私的会合の届出書

利害関係者に該当しない事業者等からも、社会通念上相当と認められる程度を超えて供應接待又は財産上の利益の供与を受けることは禁止です

大分類	共通（法令・通達）
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2028年12月末

考査課情報

令和7年8月
第7号



楽しい夏季休暇を過ごすために！ ～24時間公務員であることを忘れずに～

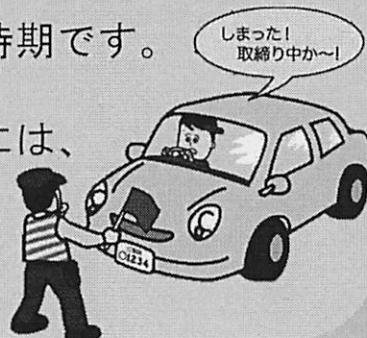
連絡体制の再確認

緊急連絡体制を確認し、常にレスキューカードを携行しましょう！

事件・事故が発生した場合には、速やかに上司に報告しましょう！

交通法規の遵守！

夏季休暇中は、交通事故・違反が発生しやすい時期です。安全運転を心掛けましょう！交通事故が起きてしまった場合には、適切な事後措置の上、事故の程度に関わらず速やかに上司へ報告しましょう！



適正飲酒の徹底！

夏季休暇中は、帰省や旅行等で飲酒の機会も増えると思いますが、「勤務時間内外、職場内外を問わずに24時間公務員である」との自覚を持ち、適正飲酒を徹底しましょう！

〔適正飲酒・5つのマナー〕

- お互いに注意喚起し、適正飲酒にとどめよう。
- 他人への飲酒の強要はやめよう。
- 会合の時間は、2～3時間以内としよう。
- メンバー全員がその日のうちに帰宅できる時刻までに解散しよう。
- 2次会は自粛しよう。



大分類	共通（法令・通達）
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2028年12月末

考査課情報報

令和7年10月
第8号



システムの目的外利用ダメ、絶対！

興味本位で…
有名人・知人・友人のほか
同僚・部下職員

などを検索

軽い気持ちで…
システムの利用方法を知るため等
試しに自分自身

などを検索

提出書類作成のために…
年末調整・確定申告等
家族・親族

などを検索



全てログが残り、必ず監査で発覚！

1回だけでも、厳しい処分！



部内システムの目的外利用で適用される主な罰則規定

個人情報の保護に関する法律

第181条

行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (番号法)

第52条

国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。)を収集したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

大分類	共通(法令・通達)
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2028年12月末

考査課情報

令和7年11月
第9号

1人飲みによる事件・事故が多発しています

これまで飲酒による非行の未然防止に向け幾度も注意喚起を行ってきましたが、依然として深酒や長時間飲酒に起因する事件・事故が後を絶ちません。また、職場における懇親会だけでなく、休日等に一人で過度な飲酒をした結果、泥酔してトラブルとなり、警察に保護されるなどの事件・事故が複数発生しています。

これから年末にかけて飲酒の機会も増えていきます。

改めて、「適正飲酒5つのマナーの徹底」と「24時間公務員であること」を心掛けてください。

長時間飲酒の末

- ①泥酔した挙句、飲食店とトラブル
- ②電車内で見知らぬ人に抱きつき
- ③翌日に無断欠勤
- ④電車内で熟睡



その結果

- ①警察に通報され身柄保護
- ②現行犯逮捕
- ③上司等が本人の安否確認のため、多大な事務量を投下
- ④カバンや共済組合員証が入った財布を紛失

再度確認を！「適正飲酒・5つのマナー」

- 1 お互いに注意喚起し、適量飲酒にとどめよう
- 2 他人への飲酒の強要はやめよう
- 3 会合の時間は、2~3時間以内としよう
- 4 メンバー全員がその日のうちに帰宅できる時刻までに解散しよう
- 5 2次会は自粛しよう



大分類	共通（法令・通達）
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2028年12月末

考査課情報

令和7年11月
第10号



12月は国家公務員倫理月間です！



【倫理月間ポスター（職員向け）】

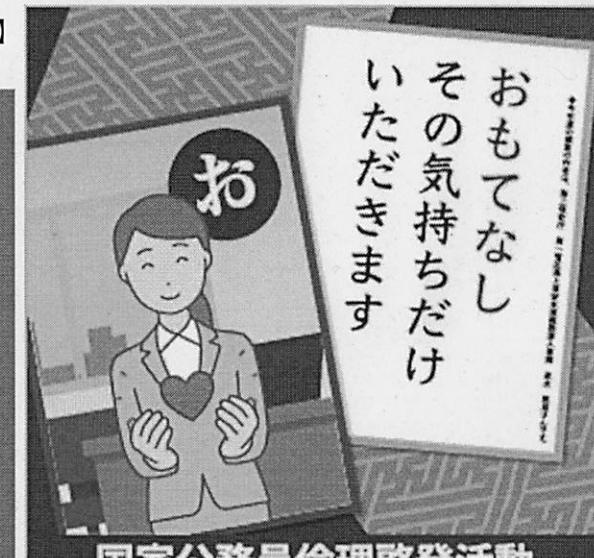
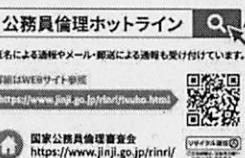
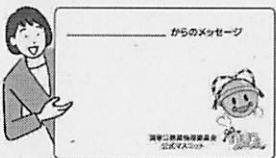
【倫理月間ポスター（事業者向け）】

「国家公務員倫理月間」とは

職員一人一人に公務員倫理に関する意識を再確認してもらい、倫理意識の効果的な浸透を図るために設けられた期間です。

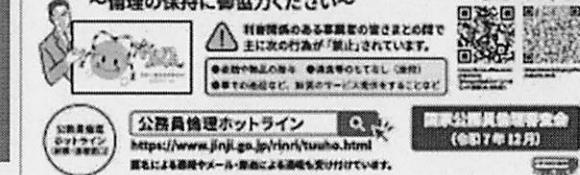
この機会に是非、国家公務員倫理法令等の再確認をお願いします。

2025年
12月 国家公務員倫理月間



国家公務員倫理啓発活動

国家公務員と関わりのある事業者の皆さまへ
～倫理の保持に御協力ください～



全職員を対象とした「国家公務員倫理法令研修」を実施しますので、LANトレーニングシステムにより受講してください。可能な限り、倫理月間（12月）中の受講をお願いいたします。

実施期間：令和7年12月1日（月）から令和8年2月13日（金）

考查課情報

令和7年12月
第 11 号

大分類	共通(法令・通達)
中分類	情報通信類
保存年限等	暦 2028年12月末

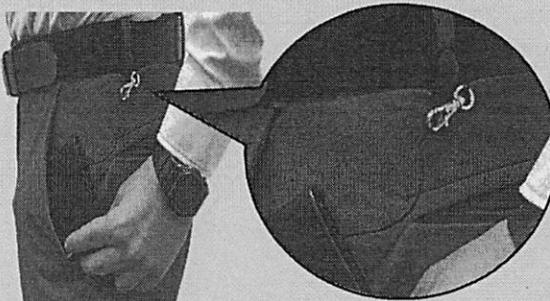


証票の適切な管理を徹底しましょう！！

証票ケースは衣服等に常時ひも付け
～帰署・帰局するまで外さない～



衣服にひも付けせず、鞄や胸ポケットに入れて亡失しています。
自分を過信してはいけません。



管理者は必ずひも付けを目視確認



ちょっと待ったー！
衣服へのひも付けを忘れない！！

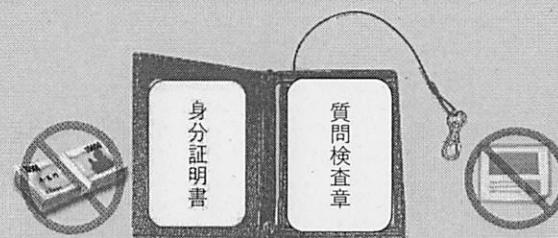


※やむを得ず衣服に付けられない場合は鞄にひも付け、常時自己の管理下に置く

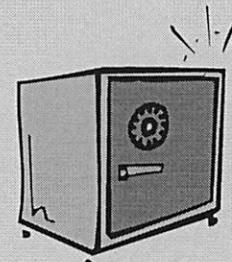
証票携行時は寄り道しない



証票ケースには質問検査章等以外入れない

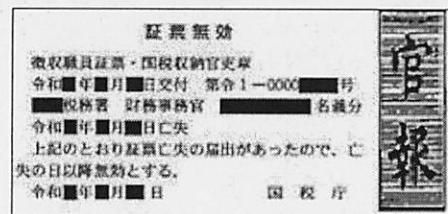


退庁時には確実に施錠し保管



もしも

亡失(一時亡失も含む)したら…



・実名での証票
無効の官報公告
・懲戒処分

勤勉手当の低率適用

etc...



組織の信用失墜

大分類	共通（法令・通達）
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2028年12月末



考査課情報

令和7年12月
第12号



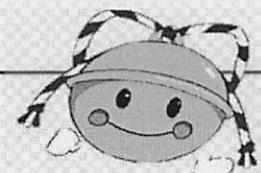
明るい年末年始を迎えるために！

国家公務員倫理法令等の遵守

利害関係者等からの歳暮等については、原則として、これを受け取ってはいけません。

やむを得ずその場で受領を拒否できなかった場合には、総務課長（局にあっては総括担当課長補佐等）を通じて速やかに返還しましょう。

また、利害関係者等と飲食を伴う会合を行う際には、出席の可否を適切に判断した上、会合における1人当たりの単価を必ず確認し、割り勘割れがないようにしましょう。



事件・事故の未然防止

飲酒に起因する事件・事故の多くは、長時間飲酒後に発生しています。

適正飲酒5つのマナーを遵守し、税務職員として良識と節度ある行動をとりましょう。

また、「交通法規等の遵守」や「事務管理の徹底及び行政文書等の適切な管理」に努めましょう。



連絡体制の確認

不測の事態に備えて、「レスキューカード」を常に携行し、事件・事故が発生した場合には、事後措置を講じた上で、必ず上司に報告しましょう。

なお、①職員本人が直接上司へ連絡できない場合の対応 や ②直属の上司に連絡がつかない場合の対応も想定し、係・部門単位等であらかじめ連絡体制を整備しましょう。

